

東京都合気道連盟規約改正案

第41回評議員会資料

令和7年4月19日
東京都合気道連盟

【現行】

第11条（役員の任期）

1. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

【改正案】

第11条（役員の任期）

1. 役員の任期は3年とし、その就任の条件については別に細則で定める。

第29条（附則）

13. 本規約は令和7年4月19日一部改正のうえ即日実施する。